

# 姉妹都市交流事業費交付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、笠間市との姉妹都市締結の目的に沿って交流活動を推進するため、姉妹都市交流事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (交付金の交付対象)

第2条 交付金を交付する対象は、次の各号に掲げる矢板市内の市民団体等で、前条の目的にふさわしい交流事業を実施する場合、この要綱に基づき予算の範囲内で、交付金を交付する。

(1) 交付金の対象は次のとおりとする。

- ア 市内小・中・高等学校の児童生徒及び指導者
- イ 市内在住の社会人（大学生を含む。）
- ウ その他市長が特に認めた者

(2) 次の各号に該当する事業及び市民団体には交付金を交付しない。

- ア 参加者が5人以下の事業・団体
- イ 事業の効果が特定の個人または市民団体に帰属する事業・団体
- ウ 専ら営利のみを追求し、公益性を欠く事業・団体
- エ 政治または宗教に関することを目的とした事業・団体
- オ 矢板市または矢板市の外郭団体の補助を受けている事業・団体
- カ 矢板市及びそれに類似した団体等が主催する行事に参加する事業
- キ 反社会的行為を行う団体
- ク その他、交付することが適当でないと認められる事業・団体

## (交付金の額等)

第3条 交付の対象となる経費は別表のとおりとし、交付金額は対象経費の2分の1とする。ただし、一団体10万円を限度とする。（100円未満切り捨て）

2 一団体において、次の各号に該当する事業各1回まで、計2回の交付を限度とする。

- (1) 矢板市団体の笠間市訪問による交流事業
- (2) 笠間市団体の矢板市訪問による交流事業

## (交付金の交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が定める日までに姉妹都市交流事業費交付金交付申請書（別記様式第1号）に事業実施要綱等の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

### **(交付金の交付決定)**

第5条 市長は、前条の交付金交付申請があったときは、内容を審査の上、交付金の交付決定を行うものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

2 市長は交付金の交付を決定したときは、速やかに交付額の決定通知書（別記様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

### **(事前着手)**

第6条 申請団体は、助成金の交付決定前に助成対象事業に着手する場合、第4条に規定する申請において事前着手届(様式第3号)を提出するものとする。

### **(実績報告)**

第7条 交付金の交付決定を受けた者（以下「交付申請団体」という。）は交流事業終了後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、姉妹都市交流事業費交付金実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書等の写し
- (3) 参加者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

### **(交付金の額の確定)**

第8条 市長は、前条の規定により事業の実績報告を受けたときは、当該報告書の審査を行い、交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに交付額の確定通知書（別記様式第5号）により交付団体に通知するものとする。なお、交付金の確定額は、交付決定額を超えないものとする。

### **(交付金の返還)**

第9条 申請者が、不正な手段により交付金の交付を受けたときには、市長は、交付金の全部または一部の返還を命ずることができる。

### **(交付金の請求)**

第10条 交付金は、交付申請団体が交流事業終了後において交付するものとする。交付申請団体は、姉妹都市交流事業費交付金交付請求書（別記様式第6号）に交付確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

### **(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（平成27年要綱）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
(姉妹都市交流事業費交付金交付要綱の廃止)
- 2 姉妹都市交流事業費交付金交付要綱(平成3年)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

交付対象経費

項 目	経費の種類
報償費	講師謝礼等
旅費	ガソリン代、交通費、通行料 (※バス借り上げ代は含まない)
需用費	写真現像焼付、コピー及びチラシ・ポスター等印刷製本、 消耗品費
役務費	郵便料、通信料、参加者に対する保険料等
委託料	催し物会場等警備委託料、催し物等会場設営委託料等
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料、物品レンタル料等
その他の経費	その他市長が認める経費

※なお、上記経費のうち、社会一般の常識から判断して交付することが適当と認められないものは、交付対象経費に含めない。

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

矢板市長 殿

申請者

住所または所在地

団体名

代表者名

㊟

姉妹都市交流事業費交付金交付申請書

姉妹都市交流事業費交付金交付要綱第4条の規定により申請します。

事業名	
事業内容	
期 日	月 日から 月 日まで 泊 日
開 催 地	
参加人員	男 名、女 名、計 名
経 費 内 訳	
交付申請額	

別記様式第2号（第5条関係）  
矢板市指令政第 号

姉妹都市交流事業費交付額の決定通知書

申請者

住所または所在地

団体名

代表者名

年 月 日付けで申請のあった姉妹都市交流事業費交付金の交付については、次のとおり決定したので、姉妹都市交流事業費交付金交付要綱第5条の規定により通知する。

年 月 日

矢板市長

Ⓔ

記

事業等の名称	
交付決定額	
その他	収支を明らかにする帳簿、証ひょう類を整理し、事業完了後30日以内に実績報告し、参加者名簿（氏名、年齢、性別）を添付すること。 ただし、30日以内に当該年度の末日が到来する場合には、当該年度の末日までの間とする。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

矢板市長 殿

**申請者**

住所または所在地

団体名

代表者名

⑩

**姉妹都市交流事業にかかる事前着手届**

姉妹都市交流事業費交付金の交付申請をしている下記事業について、交付決定前の着手について届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

**記**

1 事前着手する事業名

2 事業の概要

3 事前着手の理由

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

矢板市長 殿

申請者

住所または所在地

団体名

代表者名

印

姉妹都市交流事業費交付金交付に伴う報告書

年 月 日付けで姉妹都市交流事業費交付金の交付を受けた事業を受けた事業が完了したので、姉妹都市交流事業費交付金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

事業名	
事業内容	
期 日	月 日から 月 日まで 泊 日
開催地	
参加人数	男 名、女 名、計 名
経費内訳	

別記様式第5号（第8条関係）  
矢板市指令政第 号

姉妹都市交流事業費交付額の確定通知書

申請者

住所または所在地  
団体名  
氏名または代表者名

年 月 日付けで交付決定をした姉妹都市交流事業費交付金の交付については、次のとおり確定したので、姉妹都市交流事業費交付金交付要綱第8条の規定により通知する。

年 月 日

矢板市長

⑩

記

事業等の名称	
交付確定額	
その他	交付額の確定通知書の写しとともに請求書を直ちに提出すること



別記様式第6号（第10条関係）

	年 月 日												
矢板市長 様													
<b>申請者</b>													
住所または所在地													
団体名													
氏名または代表者名													
<b>姉妹都市交流事業費交付金交付請求書</b>													
<p>年 月 日付け矢板市指令政第 号により交付確定のありました姉妹都市交流事業交付金を、姉妹都市交流事業費交付金交付要綱第10条の規定により請求します。</p>													
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">億</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>		金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
事業名													
交付金確定通知額	円												
請求額	円												
添付書類	(1) 交付額の確定通知書の写し (2) その他市長が必要と認める書類												

- (注) 1 数字は、算用数字を使用すること。  
 2 金額の頭に¥をつけること。  
 3 金額を訂正したものは無効とする。  
 4 支払いについて希望する方法の番号を○で囲むこと。  
 5 普通預金は「普」を、当座預金は「当」を○で囲むこと。

1 口座振替      2 窓口（現金）払 3 その他（納入書等）			
振込先	銀行 支店		
預金種別	普 当	口 座 番 号	
名 義			